

呉市児童福祉事務用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、児童手当等及び乳幼児等医療費受給者資格等の各制度に係る事務に使用する封筒に掲載する広告の取扱いについて、要綱の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の枠等)

第2条 広告を掲載する封筒の種類、掲載寸法、募集枠数及び作成枚数は、次表のとおりとする。

種類	大きさ	枠数	作成枚数
児童手当用封筒	横9.0センチメートル 縦9.0センチメートル	裏面2枠	毎年度募集要項により別途定める
乳幼児等医療用封筒	横9.0センチメートル 縦9.0センチメートル	裏面2枠	

- 2 広告の色は、単色とする。
- 3 広告の枠内上部のいずれかの位置に、縦5ミリメートル、横10ミリメートルの大きさで「広告」と表示しなければならない。

(掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 要綱第4条第1項各号に掲げるもの
- (2) 呉市広告掲載基準の3に掲げるもの
- (3) その他封筒に掲載する広告の内容として適当でないと市長が判断するもの

(掲載に係る掲載価格)

第4条 各封筒の広告1件当たりの広告料は、いずれも30,000円とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、当該広告の掲載された封筒の在庫のある期間又は、翌年5月31日までのいずれか早い方の期間とし、期間中は原則として掲載中の広告の取り下げはできないものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）の募集は、呉市ホームページ、市政だより等を利用して行う。

- 2 申込者がいない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、または適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

(掲載の申込み)

第7条 申込者は、呉市児童福祉事務用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、提出するものとする。

2 広告のデザイン作成等広告の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の広告掲載の申込みがあったときは、速やかに審査し、広告主及び掲載位置を決定する。

2 市長は、前項の場合において、申込者が多数あるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が出資する法人及び団体
- (2) 公益法人及び公益的団体(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 私企業のうち公共的性格を有する企業
- (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの(前号に掲げるものを除く。)
- (5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの(前号に掲げるものを除く。)
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定によっても広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

4 市長は、第2項又は前項の規定により、広告の掲載または不掲載を決定したときは、呉市児童福祉事務用封筒広告掲載決定通知書(様式第2号)又は呉市児童福祉事務用封筒広告不掲載決定通知書(様式第3号)を、それぞれ申込者に送付するものとする。

(広告内容の承認等)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告主の責任及び負担において版下原稿(以下「原稿」という。)を作成の上、提出して承認を受けるものとする。

2 市長は、提出された原稿について、封筒に掲載することが適当でない認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 前上の規定により承認を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で申込価格と同額の広告掲載料を前納しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第11条 市長は、指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主

が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主の責に帰すべき理由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載している封筒の発注価額を限度に賠償の責を負うものとする。

5 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(様式等)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要領は、平成20年11月4日から実施する。

改 正

平成26年12月1日

平成27年12月1日